

## 八尾市告示第64号

### 平成22年度八尾市一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物の処理計画を次のとおり定め、平成22年4月1日から実施する。

平成22年3月31日

八尾市長 田 中 誠 太

#### 記

#### 1 計画の基本方針

平成22年度は、昨年度から実施している容器包装プラスチック、ペットボトル及び危険物（簡易ガスボンベ・スプレー缶）の分別に対する取組みの浸透を図ることとする。

また、事業系一般廃棄物の減量化及び資源化の推進に向けた事業者処理責任の徹底を図る観点から、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）に対する収集運搬物の展開検査等を通じて、許可業者及び排出事業者、特に多量排出事業者に対して、一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する指導等を行うとともに、魚あらについては、再生輸送業の指定を行い、再生利用を図るものとする。

#### 2 処理計画区域

八尾市全域

#### 3 一般廃棄物の排出計画量

##### (1) ごみの排出計画量（推計）

区分	ごみの種類	排出量
市が収集するごみ	可燃（燃やす）ごみ（台所ごみ、草・小枝、革製品、プラスチック製品（容器包装プラスチックを除く。）、再生のできない紙くず等）	50,700 t

資源物（飲み物のびん、調味料のびん、化粧品 のびん、缶詰の缶・飲み物の缶）		2,470 t
不燃ごみ	埋立ごみ（陶磁器類・ガラスくず等）	900 t
	複雑ごみ（金属類（缶詰の缶・飲み物の缶を除く。）、小型家電製品、かさ、電球、鏡、蛍光灯、乾電池、体温計等）	840 t
粗大ごみ（一般家庭から排出される指定袋に入らない大きさの電気製品（リサイクル家電及びPCリサイクルマークの付いているパソコンを除く。）・家具類等）		1,900 t
臨時ごみ（一般家庭から排出される引越しなどに伴うごみ・一時的にたくさん出るごみ（リサイクル家電及びPCリサイクルマークの付いているパソコンを除く。））		900 t
容器包装プラスチック		1,970 t
ペットボトル		590 t
危険物（簡易ガスボンベ・スプレー缶）		40 t
二次電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、小型シール電池）		0.2 t
計		60,310.2 t
リサイクル家電（一般家庭から排出される冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、ブラウン管式テレビ・液晶式テレビ・プラズマ式		300台

	テレビ、洗濯機・衣類乾燥機。ただし、小売店に引取義務のないものに限る。)	
処理施設に搬入されるごみ	燃やすごみ（大阪市環境局八尾工場で処理すべきごみ）	26,010 t
	破砕するごみ（八尾市立リサイクルセンターで処理すべきごみ）	650 t
	埋め立てるごみ（八尾市一般廃棄物最終処分場で処理すべきごみ）	480 t
	再生利用するごみ（岸和田フィッシュミール工場で処理すべきごみ）	600 t
	計	27,740 t

(2) し尿・浄化槽汚泥の排出計画量

種 類	発生量
し尿	22,000kl
し尿浄化槽汚泥	29,800kl

4 一般廃棄物の処理主体

(1) ごみ

種 類	収集・運搬	中間処理	最終処分
可燃（燃やす）ごみ	市（直営）	市（委託）	市（委託）
資源物	市（直営）	市（直営・委託）	市（委託）
不燃ごみ	埋立ごみ	—	市（直営）
	複雑ごみ	市（直営）	市（委託）
粗大ごみ	市（直営）	市（直営・委託）	市（委託）
臨時ごみ	市（直営）	市（直営・委託）	市（直営・委託）
リサイクル家電	市（直営）	特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイク	

		ル法」という。)に基づいた製造事業者等による処理とする。	
リサイクル家電 (一般家庭から排出される冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、ブラウン管式テレビ・液晶式テレビ・プラズマ式テレビ、洗濯機・衣類乾燥機。ただし、小売店に引取義務のあるものに限る。)及びPCリサイクルマークの付いているパソコン	家電リサイクル法又は資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。)に基づいた製造事業者等による収集運搬及び処理とする。		
容器包装プラスチック	市(直営)	市(直営・委託)	市(委託)
ペットボトル	市(直営)	市(直営・委託)	市(委託)
危険物(簡易ガスボンベ・スプレー缶)	市(直営)	市(直営・委託)	市(委託)
二次電池(ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、小型シール	市(直営)	資源有効利用促進法に基づいた製造事業者等による処理とする。	

電池)			
燃やすごみ	排出者又は 許可業者	市（委託）	市（委託）
破砕するごみ	排出者	市（直営・委託）	市（委託）
埋め立てるごみ	排出者	—	市（直営）
再生利用するごみ	指定業者	大阪府魚腸骨処理対策協議会を通じて小島養殖漁業生産組合に共同処理の委託を行う。	

※ 中間処理の委託とは、大阪市環境局八尾工場搬入分をいう。

※ 最終処分の委託とは、大阪湾広域臨海環境整備センター搬入分をいう。

## (2) し尿・浄化槽汚泥

種 類	収集・運搬	中間処理	最終処分
し尿	市（委託）	市（直営・委託）	—
し尿浄化槽汚泥	許可業者	市（直営・委託）	—

※ 収集・運搬の委託とは、財団法人八尾市清協公社への委託をいう。

※ 中間処理の委託とは、一般廃棄物処分業許可業者への委託をいう。

## 5 処理計画

平成22年度において、本市の一般廃棄物処理計画区域から排出される一般廃棄物の排出量を次のように計画し、これを収集運搬し、処理及び処分を行うものとする。

### (1) ごみ処理実施計画

#### ① ごみの排出抑制・再資源化計画

##### ア 排出抑制の方法

(ア) コンポスト・生ごみ処理機の一部助成制度、EMぼかし容器の無償貸与により、家庭における生ごみの堆肥化を促進する。

(イ) 指定袋方式により、ごみ減量を促進する。

(ウ) 市民団体とともに環境問題に関するイベントを開催し、ごみの発生抑制、再使用及び再生利用の推進を図る。

(エ) 広報誌、各種イベント等を通じて排出抑制を訴え、特に若年層

(小学生) に対しては学校教育の場を通して啓発活動を行う。また、施設見学会等を実施する。

イ 再資源化の方法及び量 (推計)

(ア) 集団回収を実施している市民団体に対し、奨励金を交付し、ごみの減量と再資源化を促進する。

(11,910 t / 年)

(イ) スチール缶・アルミ缶・ガラスびんは、全市域を対象に資源物として分別収集し、再資源化する。

(1,800 t / 年)

(ロ) スチール類は、全市域を対象に複雑ごみ・粗大ごみとして分別収集し、処理施設に搬入される破砕するごみとともに再資源化する。

(830 t / 年)

(エ) 非鉄金属 (アルミ類) は、全市域を対象に複雑ごみ・粗大ごみとして分別収集し、処理施設に搬入される破砕するごみとともに再資源化する。

(40 t / 年)

(オ) 冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、ブラウン管式テレビ・液晶式テレビ・プラズマ式テレビ、洗濯機・衣類乾燥機のうち義務外品に当たる物については全市域を対象にリサイクル家電として分別収集し、再資源化する。

(300台 / 年)

(カ) 容器包装プラスチックは、全市域を対象に分別収集し、再資源化を図る。

(1,650 t / 年)

(キ) ペットボトルは、公共施設等で拠点回収するとともに、全市域を対象に分別収集し、再資源化を図る。

(420 t / 年)

(ク) 危険物 (簡易ガスボンベ・スプレー缶) は、全市域を対象に分別収集し、再資源化を図る。

(スチール類及び非鉄金属 (アルミ類) に含む。)

(ケ) 二次電池は、公共施設で拠点回収し、再資源化を図る。

(0.2 t / 年)

(コ) 市役所から排出される新聞・雑誌・コピー用紙・ダンボール等の紙類について再資源化を図る。

#### ウ 事業系一般廃棄物の減量・リサイクルの推進

八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成17年八尾市規則第42号。以下「規則」という。）第14条第1項各号に掲げる者に対し、事業系廃棄物管理責任者の選任並びに事業系一般廃棄物減量計画等報告書の作成を求めるとともに、立入検査を行い、事業系一般廃棄物の減量指導を実施する。

また、魚あらについては、再生輸送業の指定を行い、再生利用を図ることとする。

#### エ 適正処理対策

(ア) 粗大ごみ電話申込制度の定着を図り、事業系ごみ等の便乗排出を排除するとともに、危険物・処理困難物の排除を行い、適正処理の確保と減量化を図る。

(イ) 排出事業者及び許可業者に対し、適正な処理を行わせるため、事業所への立入検査及び収集運搬物の展開検査等により、指導の強化を図る。また、許可業者に対し、八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成16年八尾市条例第27号）、規則、搬入基準等を遵守するよう指導する。

### ② 収集運搬計画

#### ア 収集区域

市内全域

#### イ 市が収集運搬する廃棄物の種類、収集回数、収集の方法

種 類	収集回数	収集の方法
可燃（燃やす） ごみ	週 2 回	市の指定する可燃（燃やす） ごみの袋により排出されたもの を戸別及びステーション方

		式の併用により収集する。
資源物	月 2 回	市の指定する資源物の袋により排出されたものを戸別及びステーション方式の併用により収集する。
埋立ごみ	3 か月に 1 回	市の指定する埋立ごみの袋により排出されたものを戸別及びステーション方式の併用により収集する。
複雑ごみ	月 1 回	市の指定する複雑ごみの袋により排出されたものを戸別及びステーション方式の併用により収集する。
粗大ごみ	電話等申込みによる収集	戸別に収集する。
臨時ごみ	電話等申込みによる収集	戸別に収集する。
リサイクル家電	電話等申込みによる収集	戸別に収集する。
容器包装プラスチック	月 2 回	市の指定する容器包装プラスチックの袋により排出されたものを戸別及びステーション方式の併用により収集する。
ペットボトル	月 1 回又は週 1 回	市の指定するペットボトルの袋により排出されたものを戸別及びステーション方式の併用により収集するとともに、出張所等を拠点に収集する。
危険物（簡易ガ	週 2 回	市の指定する袋により排出さ

スボンベ・スプレー缶)		れたものを戸別及びステーション方式の併用により収集する。
二次電池	随時	出張所等を拠点に収集する。

※ 事業活動に伴って排出されるごみは、排出者が減量化・資源化に努めた上で、排出者が自ら市の処理施設に搬入するか、市又は許可業者に委託し、市の処理施設で処理を行うものとする。

### ③ 中間処理計画

#### ア 中間処理施設の概要

施設名	公称能力	所在地	型式
大阪市環境局八尾工場	600 t / 24 h	八尾市上尾町七丁目 1番地の1	逆送式火格子
八尾市立リサイクルセンター	58 t / 5 h	八尾市・町二丁目11番地	破碎設備 選別装置 圧縮梱包装置 プレス機

#### イ 中間処理施設に搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

##### (7) 大阪市環境局八尾工場

種類	直営収集	直接搬入	処理方法
可燃（燃やす）ごみ	50,700 t	—	焼却処理後埋立処分
臨時ごみ	580 t	—	
燃やすごみ	—	26,010 t	
残滓	4,030 t	—	
計	55,310 t	26,010 t	
合計	81,320 t		

##### (イ) 八尾市立リサイクルセンター

種 類	直営収集	直接搬入	搬入量計	資源化量	処理方法
資源物	2,470 t	—	2,470 t	1,800 t	選別による資源回収処理を行い、残滓は焼却処理
容器包装プラスチック	1,970 t	—	1,970 t	1,650 t	選別減容処理後、財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「指定法人」という。）に引き渡し
ペットボトル	590 t	—	590 t	420 t	選別減容処理後、指定法人に引渡し
危険物（簡易ガスボンベ・スプレー缶）	40 t	—	40 t	870 t	選別・破砕減容処理後、金属類を回収し、残滓は焼却処理
複雑ごみ	840 t	—	840 t		
粗大ごみ	1,900 t	—	1,900 t		
臨時ごみ	310 t	—	310 t		
破砕するごみ	—	650 t	650 t		
計	8,120 t	650 t	8,770 t	4,740 t	

ウ 残滓の量及び処分方法

施 設 名	処理量	残滓量	最終処分の方法
大阪市環境局八	81,320 t	15,770 t	大阪湾広域臨海環境整備セ

尾工場			ンターにおいて埋立処分
八尾市立リサイクルセンター	8,770 t	4,030 t	残滓は大阪市環境局八尾工場で焼却処理

④ 最終処分計画

最終処分場の概要

ア 八尾市一般廃棄物最終処分場

所在地	八尾市上尾町九丁目36番地
敷地面積	19,733平方メートル
埋立地面積	12,300平方メートル
全体容量	70,000立方メートル
残余容量	約43,450立方メートル
年間搬入量（覆土を含む。）	1,600 t 1,350立方メートル
埋立処分の方法	セル方式により埋立処分

イ 大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪沖埋立処分場）

位置	大阪港 大阪市此花区北港
埋立地面積	95ヘクタール
全体容量	1,397.5万立方メートル

⑤ 住民に対する広報啓発活動等

ア 収集曜日・分別収集・減量化・再資源化等については、市広報誌「市政だより」等に掲載し、市民への広報、啓発活動を進める。

イ ごみ減量推進員（自治振興委員）及びコミュニティ推進スタッフと連携を図りながら、地域におけるごみの分別収集に対する市民への広報、啓発活動を進める。

ウ 環境教育の一環として、学習会や施設見学を通じて、ごみ処理の現状について理解を求め、ごみの減量・再資源化を訴える。

エ 転入者に対し、ごみの分け方・出し方のパンフレットを配布し、ごみの減量・再資源化を訴える。

オ 環境問題に関する啓発イベントを開催し、ごみ問題を始めとした環境問題等への取組みを紹介する。

⑥ 排出禁止物

市が行う一般廃棄物の収集に際して、次のものを排出してはならない。

これらのものについては、販売店・専門業者等に引き取ってもらう等、排出者の自己責任で適正に処理すること。

ア 有害性のあるもの

薬品類、塗料、農薬、劇薬等

イ 危険性のあるもの

オートバイ、ミニバイク、ガスボンベ、バッテリー、消火器等

ウ 引火性のあるもの

ガソリン、灯油、プロパンガス等

エ 著しく悪臭を発するもの

有機性汚泥等

オ 容積又は重量の著しく大きいもの

ピアノ等

カ 特別管理一般廃棄物

P C B 含有物、感染性廃棄物等

キ 法令に基づき、事業者によって適正に収集し、運搬し、及び処分されることが予定されているものであって、市による収集が不適切であると市長が認めるもの

タイヤ、リサイクル家電（一般家庭から排出される冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、ブラウン管式テレビ、洗濯機。ただし、小売店に引取義務のあるものに限る。）及びP C リサイクルマークの付いているパソコン等

ク 産業廃棄物

ケ その他処理を著しく困難にし、又は廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずるもの

スプリング入りマットレス、耐火金庫、ウインドサーフィンのボード、レンガ、石うす、ブロック、農業用機械、電気温水器、コンク

リート製品、鉄の固まり等

(2) 生活排水処理実施計画

① 生活排水処理計画

ア 下水道で処理する面積及び人口

認可区域面積：2,718ヘクタール

認可区域内計画人口：284,300人

イ 合併浄化槽で処理を推進する区域

市街化調整区域及び下水道の整備に相当の期間を要する地域での合併処理浄化槽の設置を普及啓発する。

② し尿・汚泥の処理計画

ア 収集区域

市内全域

イ 収集運搬する廃棄物の量、収集回数、収集の方法

種 類	廃棄物の量	収集回数	収集の方法
し尿	22,000k1	月2回収集	吸上自動車による
し尿浄化槽汚泥	29,800k1	1回／年 以上	吸上自動車による

ウ 中間処理計画

中間処理施設の概要

施 設 名	公称能力	所在地	処理方式
八尾市立衛生処理場	275k1／日	八尾市上尾町八丁目24番地の1	高負荷脱窒素処理 ・高度処理方式